

第59期 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

日 時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

場 所 埼玉県川越市脇田本町22-5
ラ・ボア・ラクテ 2階 「オリオン」

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルスの感染防止に最大限努め、本株主総会を開催する予定でございますが、株主の皆様におかれましては、ご自身の安全を最優先いただき、来場自粛もご検討いただきますようお願い申し上げますとともに、郵送又はインターネットによる議決権の事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<http://www.hephaist.co.jp/ir/kabushiki.html>

目 次

第59期定時株主総会招集ご通知……………	1
(提供書面)	
事業報告……………	5
連結計算書類……………	27
計算書類……………	37
監査報告……………	46
株主総会参考書類……………	52
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件	

ヒーハリスト株式会社

証券コード：6433

株主の皆様へ

埼玉県川越市今福580番地1
ヒーハイスト株式会社
代表取締役社長 尾崎浩太

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットのいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県川越市脇田本町22-5
ラ・ボア・ラクテ 2階 「オリオン」
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第59期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜わりますようお願い申し上げます。

また、会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液設置等、感染予防のための処置を講じており、会場は、社会的距離を確保するために座席間の間隔を広げることから、ご用意できる席数が減少いたします。座席を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<http://www.hephaist.co.jp/ir/kabushiki.html>

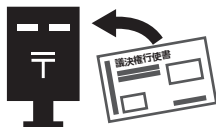
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hephaist.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



郵送で議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使いただく場合

パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイトにアクセスしてください。詳細は、次ページをご参照ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分入力分まで



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
開場 午前9時30分

開催場所 埼玉県川越市脇田本町22-5
ラ・ボア・ラクテ 2階 「オリオン」
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使方法について

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分入力分まで

以下のいずれかの方法により、同封の議決権行使書副票（右側）に記載されたデータを使用して、各議案に対する賛否をご入力ください。

① ログインID、仮パスワードを入力する方法

- ア. パソコン、スマートフォン等を使用して議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力の上、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を入力ください。
- イ. 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたしますのでご了承ください。

② スマートフォン等によりQRコードを読み取る方法

- ア. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取ることで、自動的に議決権行使サイトにログインいただけます。
- イ. 画面の案内に従って、各議案に対する賛否を入力ください。
- ウ. スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、上記①のログインID、仮パスワードを入力する方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコード読み取りによる自動ログインは1回のみ可能です。行使内容変更等により再度ログインされる場合、QRコードを読み取っても、ログインID、仮パスワードの入力が必要になります。

- (注) 1. 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のためご利用いただくことができません。
2. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
3. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
4. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
5. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

議決権行使サイトの
システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル0120-173-027 月曜日～金曜日（休日除く）9：00～21：00、通話料無料

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の悪化が続いており、依然として先行き不透明な状況にあります。第3四半期以降中国向け輸出の回復や半導体関連等の生産の一部で持ち直しの動きが見られました。

このような状況のもと、「生産効率や品質の向上につながる改善活動」及び「蓄積した技術を応用した新製品開発」に全社を挙げて取り組んで参りました。

また、当社グループでは新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、取引先、従業員の健康と安全を最優先に、感染防止に取り組んで参りました。

当連結会計年度の経営成績は、第2四半期までは、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞による影響を受け低調に推移しましたが、第3四半期以降、直動機器、精密部品加工の売上が回復し、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の水準まで回復してきております。

その結果、当連結会計年度の売上高は2,248,947千円（前連結会計年度比3.0%減）となりましたが、第3四半期以降の売上高は1,354,316千円(前年同期比29.8%増)となりました。

利益面につきましては、売上高の回復に伴い、営業利益88,092千円（前年同期は、営業損失21,428千円）、経常利益93,320千円（前年同期は、経常損失25,502千円）、親会社株主に帰属する当期純利益41,920千円（前年同期は、親会社株主に帰属する当期純損失342,956千円）となりました。

主力製品であります直動機器につきましては、第2四半期までは、米中貿易摩擦による中国市場の停滞及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全般的な産業用機械の設備投資低迷により受注が落ち込んでいましたが、当連結会計年度の売上高は1,246,157千円(前連結会計年度比0.3%増)、第3四半期以降の売上高は723,712千円(前年同期比27.0%増)となりました。

精密部品加工につきましては、世界的なレーススケジュールの調整によるレース部品の生産停止期間もあり、当連結会計年度の売上高は751,249千円(前連結会計年度比6.6%減)となりましたが、第3四半期以降の売上高は499,671千円(前年同期比48.1%増)と新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける前の水準まで回復してきております。

ユニット製品につきましては、第3四半期では主に中国の液晶製造装置等の産業用製造装置向けの販売が増加しましたが、当連結会計年度としての売上高は251,540千円(前連結会計年度比7.9%減)となり、第3四半期以降の売上高は130,933千円(前年同期比3.6%減)となりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染による景気の先行きが不透明なこと及び、レース用部品の減少も見込まれる一方で、長期的には中国における産業への設備投資の伸張、IoTやAIの進展による省人化、機械化、合理化の設備投資の期待もあると予想されます。

このような状況のなか、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高2,319百万円(前期比3.1%増)、営業利益102百万円(前期比15.9%増)、経常利益99百万円(前期比6.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益69百万円(前期比65.7%増)を見込んでおります。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度におきましては、将来を見据えた内製化強化のための先行投資や、生産体制維持のための設備投資を行い、実施した設備投資の総額はリースを含めて138,811千円となりました。その主なものは、機械装置及び運搬具の取得44,933千円、工具、器具及び備品の取得28,163千円、リース資産の取得64,308千円であります。なお、設備の除却等については重要なものではありません。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第56期 2018年3月期	第57期 2019年3月期	第58期 2020年3月期	第59期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高	(千円)	2,623,973	2,750,151	2,319,458	2,248,947
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	(千円)	234,753	177,274	△25,502	93,320
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	166,402	111,975	△342,956	41,920
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	26.66	17.80	△54.47	6.80
総 資 産	(千円)	4,935,872	4,893,619	4,253,756	4,589,475
純 資 産	(千円)	3,264,606	3,374,671	2,961,903	3,005,007
1株当たり純資産額	(円)	523.09	534.58	480.62	487.61

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第56期 2018年3月期	第57期 2019年3月期	第58期 2020年3月期	第59期 (当事業年度) 2021年3月期
売 上 高	(千円)	2,571,988	2,731,895	2,278,644	2,192,954
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	(千円)	213,391	173,774	△40,076	73,913
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	(千円)	147,987	109,441	△356,004	21,894
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	23.71	17.40	△56.55	3.55
総 資 産	(千円)	4,894,243	4,858,360	4,209,125	4,516,841
純 資 産	(千円)	3,231,562	3,343,506	2,919,703	2,941,275
1株当たり純資産額	(円)	517.79	529.65	473.77	477.27

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
赫菲(上海)軸承商貿有限公司	40,000千円	100%	直動軸受製品及びユニット製品の製造、販売、輸出入関連サービス提供

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの業績は主要市場である産業用機械業界、電子部品業界及び自動車関連業界等の国内・海外における設備投資の動向に大きく影響を受けております。

また、新型コロナウイルスの影響により、全世界が混乱している状況にあり、長期的な対策や対応が必要であると考えられ、当社グループとしても、従業員全員の情報共有及び感染防止に向けた対策・対応に取り組んでおります。

当社グループは、このような事業環境の中で、納期遵守を第一の課題と認識し、顧客満足度の向上のため、営業・技術・製造の三位一体体制の更なる強化に加え、財務面を中心とした管理部門との連携強化によるQCDの追求による顧客対応力の向上、製品力の向上、固定費・変動費の削減等を強力に推し進め、収益の向上及び経営基盤の強化に努めて参ります。

主な重点方針は以下のとおりであります。

- ① QCDの徹底追求による顧客対応力の強化
- ② 生産能力増強とコストダウンによる採算性向上
- ③ 顧客ニーズに適合した応用製品の開発と販売
- ④ 提案型技術営業による新規顧客開拓
- ⑤ 感染症対策として、情報収集、対応策の検討と実施

(注) QCDとは、高品質(Quality)、低価格(Cost)、短納期(Delivery)の略。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

直動機器、ユニット製品の製造、販売及び精密部品加工を行っております。

品 目 区 分	主 要 製 品
直 動 機 器	<ul style="list-style-type: none"> ・円筒直動軸受製品 (リニアボールプッシュ、UTB、JFK、SGIL) ・直動軸受応用製品及びモジュール ・球面軸受 (SRJ)
精 密 部 品 加 工	<ul style="list-style-type: none"> ・レース用部品加工 ・精密部品加工 ・受託開発
ユ ニ ッ ト 製 品	<ul style="list-style-type: none"> ・XYθステージ ・Zチルトステージ ・XYθZステージ ・多軸ステージ ・その他システム製品

(6) 本社及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	埼 玉 県 川 越 市
埼 玉 工 場	同 上
秋 田 工 場	秋 田 県 秋 田 市

② 子会社

名 称	所 在 地
赫菲 (上海) 軸承商貿有限公司	中 国 (上 海)
蘇州分公司	中 国 (蘇 州)

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
108名 [30名]	7名減 [8名減]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、外国人技能実習生、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名 [30名]	7名減 [8名減]	40.1歳	10.2年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、外国人技能実習生、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	139,018千円
株式会社三菱UFJ銀行	109,203
株式会社埼玉りそな銀行	106,791
株式会社三井住友銀行	103,316
株式会社商工組合中央金庫	100,300
株式会社武蔵野銀行	50,000
株式会社日本政策金融公庫	42,200

(注) 借入残高には社債を含んだ額を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,720,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,162,716株 (自己株式153,984株を除く。)
- (3) 株主数 2,175名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
尾 崎 浩 太	1,403,350株	22.77%
尾 崎 文 彦	1,263,550	20.50
小 川 由 晃	180,000	2.92
岩 井 コ ス モ 証 券 株 式 会 社	100,500	1.63
楽 天 証 券 株 式 会 社	97,900	1.59
株 式 会 社 S B I 証 券	89,402	1.45
有 上 宏	85,000	1.38
高 水 永 夫	81,000	1.31
富 安 理 之	70,500	1.14
三 浦 美 保 子	60,800	0.99

- (注) 1. 持株比率は自己株式(153,984株)を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
 3. 当社は、自己株式を153,984株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	尾 崎 浩 太	
専 務 取 締 役	尾 崎 文 彦	営業部長 ※
常 務 取 締 役	福 留 弘 人	技術部長兼PMO ※
取 締 役	菜 花 有 三	製造部長 ※
取 締 役	佐 々 木 宏 行	管理部長 ※
取 締 役	天 野 雅 人	株式会社フリーベアコーポレーション代表取締役社長
常 勤 監 査 役	荒 井 寿 晃	
監 査 役	上 條 弘	
監 査 役	菅 野 浩 正	

- (注) 1. 取締役天野雅人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上條弘氏及び監査役菅野浩正氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役天野雅人氏及び監査役上條弘氏並びに監査役菅野浩正氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役荒井寿晃氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役上條弘氏及び監査役菅野浩正氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。
2021年3月31日現在の執行役員は※印の尾崎文彦氏、福留弘人氏、菜花有三氏、佐々木宏行氏であり、執行役員を兼務しております。
7. PMOとは、Project Management Officerの略。
8. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役はおりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2016年7月1日以降の取締役及び監査役全員と会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、故意又は重過失に関する損害賠償請求は、填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のように定めております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、以下の方針に基づいて決定する。

- a. 企業業績と企業価値の持続的な向上意欲を保持できる水準であること。
- b. 社内外から優秀な人材の確保、維持が可能な水準であること。
- c. 経営環境の変化や外部の客観的なデータ等を考慮し、世間水準及び経営内容に見合った水準であること。
- d. 従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。
- e. 総額は、株主総会で決定した年間報酬限度額の範囲内で支給すること。
- f. 個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすること。

ロ. 報酬の内容

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び譲渡制限付株式で構成する。ただし、監督機能を担う社外取締役、非常勤取締役については、基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会で決定した報酬総額の限度内とし、譲渡制限付株式の総額は株主総会が決定した譲渡制限付株式総額の限度内とする。

ハ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて外部専門機関の調査による他社水準を参考として、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定する。

ニ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて役員の意見を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として付与するもので、報酬を与える時期及び条件は中期経営計画にて策定し、各役員の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

ホ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会において検討を行う。取締役会(委任を受けた代表取締役社長)は役員の見解内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とする（100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

へ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員に原案を諮問し意見を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、役員の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ト. 取締役及び監査役の報酬の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定する。

チ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において原案について意見を求め、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、その意見を尊重し決定方針に沿うものであると判断する。

リ. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年9月26日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第56期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年

額50,000千円以内、株式の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年9月26日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長尾崎浩太氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社の統括を行う経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮してきた豊富な経験と実績に基づき、役位、職責、在任年数に応じて外部専門機関の調査による他社水準を参考として、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案出来ると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、役員に原案を諮問し意見を得るものとし、当該意見の内容に従って決定をしなければならないとしており、株式報酬は、役員の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議すること等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	105,170 (2,550)	105,170 (2,550)	— (—)	— (—)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,990 (4,800)	12,990 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	118,160 (7,350)	118,160 (7,350)	— (—)	— (—)	9 (3)

(注) 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12,170千円（取締役5名11,540千円、監査役1名630千円）を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役天野雅人氏は、株式会社フリーベアコーポレーションの代表取締役社長を兼任しております。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	天野 雅人	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、ボールを使って重量物を楽に動かすボールトランスファートップメーカー、株式会社フリーベアコーポレーションの代表取締役社長を務める中で培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。
社外監査役	上 條 弘	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関における長年の業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っています。
社外監査役	菅 野 浩 正	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関での豊富な経験と専門の見地から意見を述べるなど、発言を行っています。

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役天野雅人氏は、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での最高責任者としての豊富な経験と実績及び見識に基づき、社外監査役等とコミュニケーションを図り、情報収集に努め、当社の企業価値向上に向けたグローバル展開、新規分野への展開及びビジネススタイルの変革を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性及び妥当性が確保されるように、取締役会に出席し、適宜発言を行うとともに、必要に応じて適宜意見を発信しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である赫菲(上海)軸承商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに対して、今後もより有効性を高めるため、定期的に既存内部統制システムの見直しをしております。2011年6月の取締役会で、内部統制システム・リスク管理体制に関する規程が改訂され、海外子会社との取引及び海外展開が本格化したことで、2012年7月に「海外赴任者規程」及び「海外危機管理規程」を制定し、海外赴任者や出張者の危機管理体制を構築いたしました。また、2012年11月に「関係会社管理規程」が改訂され、関係会社（子会社）の業務の適正の確保を図っております。また、2015年4月の取締役会で「内部統制システム 業務の適正を確保するための体制」の改訂を決議しております。さらに、監査役会が実施する内部統制監査として、2015年8月に「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定しております。

その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理綱領」にC S R（企業の社会的責任）を定義し、法令及び定款、社会的規範を遵守しております。

C S Rを果たすために「ヒーハリスト 企業行動憲章」を制定し、全従業員に周知徹底しております。また、方針に“反社会的勢力及び団体には、毅然たる態度で対応します”と定めており、全従業員に周知徹底しております。

「コンプライアンス規程」に法令やその他ルールを定義しております。また、内部統制事務局を設置し、組織を通じて全従業員に周知徹底しております。

「企業倫理ヘルプライン規程」を制定し、法令違反や不正に対する内部通報の体制を構築しております。また、弁護士と顧問契約を締結し、外部通報の窓口としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録及び取締役会の職務執行に係る情報、その他稟議書等の社内文書は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」の定めにより適切に作成・保存し、取締役及び監査役が確実かつ速やかに検索・閲覧可能な状態で保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

さまざまなリスクを想定して「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。法的リスク、財務リスク、人的リスク、社会的・信用上のリスクなどに対応できるよう、想定されるリスクを抽出し、不測の事態に備えております。また、「危機管理基本規程」により、リスク管理体制を構築し、リスクへの対応を図っております。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、万が一の不測事態が発生した際にすぐに招集する体制を構築しております。

労働災害を未然に防止するため、「安全衛生管理規程」を制定し、安全衛生管理組織を構築し、労働災害の発生を抑制するための活動を実施しております。さらに、万が一事故が発生した際に、「事故処理規程」に従い、適切な処理を図るような体制を構築しております。

IT資産及び無形資産を保護するため、「情報システム管理規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を制定し、情報の流出や壊失を防止する体制を構築しております。

製品品質の適正性を確保するため、「ISO9001品質マネジメントシステム」を取得し、品質保証体制を構築し、製品不具合の発生及び流出を未然に防止する活動を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づいて、毎月1回の定時取締役会を開催し、法的事項、重要業務事項を決議事項とし、効率的に決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に決議しております。

経営会議を毎月1回開催しており、取締役、監査役及び業務責任者も参加し、業務の執行に関する事項を決定しております。

「職務権限規程」で執行役員以下従業員の権限委譲の基準を明確にし、重要事項は取締役の決裁、取締役会の決議としております。稟議書は発行基準を明確にし、全取締役により確認され、監査役のチェックを経て執行可否を決定する体制をとっております。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、「企業倫理綱領」及び「コンプライアンス規程」に従い、法令や社会的規範を遵守しております。

「職務権限規程」に基づいて、執行役員以下従業員の職務権限を規定し、従業員が決裁できる範囲を明確にしております。従業員の権限の範囲を超える案件につきましては、稟議書の決裁、取締役会決議としております。

内部監査室を設置し、「内部統制基本方針書」に従って内部統制システムが適正に運用されているかをチェックし、有効性を確保する体制を構築しております。また、内部監査の結果を取締役に報告することを義務付けております。

(6) 次に挙げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」により、子会社の責任者は必要に応じて親会社の重要会議などで報告することを定めております。

ロ. 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」及び「危機管理基本規程」により、リスク分類ごとの売上損失、財産損失、賠償責任負担、人的損失、企業イメージ損失等に関するリスク管理体制を整備しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の組織体制を明確にしていることに加え、親会社でも子会社業務をサポートする体制を構築しております。

ニ. 子会社の取締役会等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、親会社の各規程に準じております。また、子会社の財務・業務の情報収集及び管理をしております。さらに、子会社に対しての内部統制システムが適正に運用されているかのチェックを図り、法令や定款に適合していることを確認し、定期的に改善を促しております。

「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に子会社に対して監査項目を規定し、子会社の業務監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くこととしております。

(8) 監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役から独立性を確保するものとしております。

(9) 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役は監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するため、取締役から独立した従業員に対する指示の実効性を確保しております。

(10) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて、取締役や従業員が監査役に報告をし、監査役からも必要に応じて報告を求める体制をとっております。また、監査役会を毎月1回開催し、意見交換及び監査方針を定めております。

監査役は会計監査人と定期的に会合し、監査に関する情報交換をして情報の共有化を図っております。

監査役は内部監査室と定期的に会合し、内部監査室から内部統制の調査結果を報告する体制をとっております。また、必要に応じて監査方針を定め、内部監査室と協力体制で業務の適正を監査しております。

監査役は取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、取締役や執行役員から必要に応じて報告を受けている体制をとっております。また、監査役は必要に応じて意見を述べるなどで業務の適正を監査する体制をとっております。

ロ. 当該会社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する従業員等の職務を行うべき者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「関係会社管理規程」により、重要事項が発生した場合は、子会社から報告を受けた者が取締役会で報告する体制を整備しております。また、子会社の従業員からの報告を受けた取締役及び執行役は毎月の取締役会で監査役会に業務報告をしております。

(11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の企業倫理に従い、健全で透明性のある企業体制を整備しております。そのため、監査役に報告をした者が、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとっております。

(12) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は3名で組織し（うち2名は社外監査役）、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って監査を実施し、毎月開催する監査役会で監査報告及び意見交換を行っております。

監査役は、発行された稟議書を全てチェックし、必要に応じて意見を述べ、取締役や従業員に質疑をすることで、稟議に対して牽制を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当該子会社の取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

取締役は、毎月の取締役会を通じて、年度予算の決定をはじめ、重要な意思決定をしております。また、取締役会や経営会議での各部門からの報告、各業務報告を通じて確認、牽制を図っております。さらに、経営方針を毎年策定して全従業員に周知しております。

(2) リスク管理体制について

取締役は、毎月の取締役会や経営会議を通じて、外部の環境、取引先の状況等の情報を共有化し、経営方針や組織等の内部の体制を柔軟に整備しております。また、品質方針に基づいて、定期的な品質教育を全従業員に実施し、「後工程はお客様」を徹底し、不良流出防止を図っております。さらに、安全衛生管理体制を整備し、日々、無災害記録の更新に向けた安全管理活動を実施し、万が一の災害にも対応できるように準備しております。

(3) 内部監査の実施について

「内部統制基本方針書」に基づき、内部監査室が主に全般統制・業務処理統制等の監査を実施しております。また、上記の内容に加えて独自に内部監査の計画を立案して実施し、その結果を取締役に報告しております。また、稟議書を閲覧するなど予算統制を図り、執行後の案件も追跡調査しております。

(4) 監査役の職務の執行について

「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて監査計画を立案し、業務監査を実施しております。また、取締役会や経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。さらに、常勤監査役は内部監査室からの報告の他、積極的に各部門の会合に参加して情報を収集しており、毎月の監査役会で報告しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

この方針のもと、当期の配当につきましては、1株当たり1円の配当とさせていただく予定です。

次期の配当につきましては、1株当たり年間1円を実施する予定です。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,609,044	流 動 負 債	932,520
現金及び預金	953,814	支払手形及び買掛金	282,477
受取手形及び売掛金	406,015	電子記録債務	217,769
電子記録債権	452,129	短期借入金	120,000
商品及び製品	179,143	1年内償還予定の社債	23,000
仕掛品	403,651	1年内返済予定の長期借入金	124,753
原材料及び貯蔵品	181,126	リース債務	27,178
その他	33,163	未払法人税等	20,810
固 定 資 産	1,980,431	賞与引当金	26,975
有 形 固 定 資 産	1,706,690	営業外電子記録債務	1,012
建物及び構築物	539,724	その他	88,544
機械装置及び運搬具	167,675	固 定 負 債	651,947
工具、器具及び備品	32,127	社債	84,000
土地	908,966	長期借入金	299,075
リース資産	56,176	リース債務	35,676
建設仮勘定	2,019	役員退職慰労引当金	138,747
無 形 固 定 資 産	17,780	退職給付に係る負債	89,648
投 資 そ の 他 の 資 産	255,960	その他	4,800
保険積立金	175,796	負 債 合 計	1,584,468
繰延税金資産	73,909	純 資 産 の 部	
その他	6,253	株 主 資 本	2,999,562
資 産 合 計	4,589,475	資本金	732,552
		資本剰余金	679,512
		利益剰余金	1,631,414
		自己株式	△43,916
		その他の包括利益累計額	5,445
		その他有価証券評価差額金	233
		為替換算調整勘定	5,211
		純 資 産 合 計	3,005,007
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,589,475

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,248,947
売上原価		1,705,087
売上総利益		543,860
販売費及び一般管理費		455,767
営業利益		88,092
営業外収益		
受取利息	252	
有価証券利息	1,600	
受取配当金	22	
受取手数料	1,277	
補助収入	507	
保険解約返戻金	1,434	
為替差益	3,056	
その他	914	9,065
営業外費用		
支払利息	2,687	
その他	1,150	3,838
経常利益		93,320
特別利益		
固定資産売却益	343	
投資有価証券売却益	1,223	1,566
特別損失		
固定資産除却損	540	540
税金等調整前当期純利益		94,346
法人税、住民税及び事業税	26,814	
法人税等調整額	25,611	52,426
当期純利益		41,920
親会社株主に帰属する当期純利益		41,920

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	732,552	679,512	1,589,494	△43,916	2,957,642
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			41,920		41,920
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	41,920	—	41,920
当期末残高	732,552	679,512	1,631,414	△43,916	2,999,562

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	556	3,704	4,260	2,961,903
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				41,920
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△323	1,507	1,184	1,184
当期変動額合計	△323	1,507	1,184	43,104
当期末残高	233	5,211	5,445	3,005,007

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

赫菲(上海)軸承商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

赫菲(上海)軸承商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日(3月31日)との間には3ヶ月の差異があります。なお、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。(一部の商品及び製品、仕掛品は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。)

② 原材料及び貯蔵品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

機械装置及び運搬具 2～12年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
当社グループは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
 - ③ 重要なヘッジ会計の方法
イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務等

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類より適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

4. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損の要否の検討

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,706,690千円
無形固定資産	17,780千円
合計	1,724,471千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、市場の動向や主要販売先からの情報を踏まえて受注計画を立て、売上高成長率や原価低減を踏まえた原価率を反映した中期計画から策定した当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更が生じた場合、固定資産の減損損失が計上され、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	73,909千円
--------	----------

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、一時差異が解消するときに、その期の課税所得を減額する効果をもつものについて対応する税金の額を認識しております。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、国内外の市場の動向や主要販売先の需要などの外部環境の変化を踏まえた中期計画に基づいて、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。そのため、見積りの仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得の時期及び金額が当連結会計年度の見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建	物	513,950千円				
	土	地	908,966千円				
	計		1,422,916千円				
② 担保に係る債務	短	期	借	入	金	70,000千円	
	1年内返済予定の長期借入金					29,318千円	
	1年内償還予定の社債					16,000千円	
	長	期	借	入	金	118,200千円	
	社					債	48,000千円
	計					281,518千円	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 2,961,547千円

(3) 当社グループは、運転資金の効果的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	600,000千円
借入実行残高	120,000千円
差引額	480,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価

17,123千円

(2) 一般管理費に含まれる研究開発費

10,365千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,316,700株	一株	一株	6,316,700株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	153,984株	一株	一株	153,984株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,162	1	2021年3月31日	2021年6月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	953,814	953,814	—
② 受取手形及び売掛金	406,015	406,015	—
③ 電子記録債権	452,129	452,129	—
④ 投資有価証券	1,677	1,677	—
⑤ 支払手形及び買掛金	282,477	282,477	—
⑥ 電子記録債務	217,769	217,769	—
⑦ 短期借入金	120,000	120,000	—
⑧ 営業外電子記録債務	1,012	1,012	—
⑨ 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	107,000	106,958	△41
⑩ 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	423,828	422,476	△1,351
⑪ リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	62,854	65,456	2,602

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 電子記録債務、⑦ 短期借入金、⑧ 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 社債、⑩ 長期借入金、⑪ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の社債の発行、借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	487円61銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	6円80銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,501,401	流動負債	923,618
現金及び預金	855,838	支払手形	182,331
受取手形	15,433	電子記録債権	217,769
電子記録債権	452,129	買掛金	102,167
売掛金	433,101	短期借入金	120,000
商品及び製品	135,378	1年内償還予定の社債	23,000
仕掛品	403,651	1年内返済予定の長期借入金	124,753
原材料及び貯蔵品	174,886	リース負債	27,178
前払費用	29,556	未払金	38,547
その他	1,425	未払法人税等	28,032
固定資産	2,015,440	未払消費税等	20,000
有形固定資産	1,704,670	未払消費税等	11,199
建物	513,950	前払賞与	2,067
構築物	25,774	営業外電子記録債権	25,333
機械及び装置	164,623	営業外電子記録債権	1,012
車両運搬具	1,558	その他	227
工具、器具及び備品	31,600	固定負債	651,947
土地	908,966	社長期借入金	84,000
リース資産	56,176	リース負債	299,075
建設仮勘定	2,019	退職給付引当金	35,676
無形固定資産	17,746	役員退職慰労引当金	89,648
ソフトウェア	17,596	その他	138,747
その他	149	負債合計	1,575,566
投資その他の資産	293,022	純資産の部	2,941,041
投資有価証券	1,677	株主資本	2,941,041
関係会社株式	40,000	資本剰余金	732,552
保険積立金	175,796	資本準備金	679,512
繰延税金資産	71,494	利益剰余金	679,512
その他	4,053	利益準備金	1,572,893
		利益剰余金	10,000
		その他利益剰余金	1,562,893
		別途積立金	1,130,000
		圧縮積立金	5,605
		繰越利益剰余金	427,287
		自己株式	△43,916
		評価・換算差額等	233
		その他有価証券評価差額金	233
資産合計	4,516,841	純資産合計	2,941,275
		負債及び純資産合計	4,516,841

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,192,954
売上原価	1,689,832
売上総利益	503,122
販売費及び一般管理費	438,167
営業利益	64,954
営業外収益	
受取利息	5
有価証券利息	1,600
受取配当金	22
受取手数料	1,174
補助金	507
保険解約返戻金	1,434
廃材売却収入	591
為替差益	7,138
その他	323
営業外費用	
支社払債利息	2,687
社債利息	277
保険解約損	539
その他	333
経常利益	73,913
特別利益	
固定資産売却益	343
投資有価証券売却益	1,223
特別損失	
固定資産除却損	540
税引前当期純利益	74,939
法人税、住民税及び事業税	26,319
法人税等調整額	26,725
当期純利益	21,894

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	732,552	679,512	679,512	10,000	1,130,000	6,304	404,694	1,550,999
当期変動額								
当期純利益							21,894	21,894
圧縮積立金の取崩						△698	698	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△698	22,593	21,894
当期末残高	732,552	679,512	679,512	10,000	1,130,000	5,605	427,287	1,572,893

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△43,916	2,919,146	556	556	2,919,703
当期変動額					
当期純利益		21,894			21,894
圧縮積立金の取崩					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△323	△323	△323
当期変動額合計	—	21,894	△323	△323	21,571
当期末残高	△43,916	2,941,041	233	233	2,941,275

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。（一部の商品及び製品、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。）

② 原材料及び貯蔵品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～31年

機械及び装置 2～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される退職金額を控除した額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務等

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類より適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

3. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損の要否の検討

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,704,670千円
無形固定資産	17,746千円
合計	1,722,417千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、市場の動向や主要販売先からの情報を踏まえて受注計画を立て、売上高成長率や原価低減を踏まえた原価率を反映した中期計画から策定した当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更が生じた場合、固定資産の減損損失が計上され、当社の業績を悪化させる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	71,494千円
--------	----------

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、一時差異が解消するときに、その期の課税所得を減額する効果をもつものについて対応する税金の額を認識しております。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、国内外の市場の動向や主要販売先の需要などの外部環境の変化を踏まえた中期計画に基づいて、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。そのため、見積りの仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得の時期及び金額が当事業年度の見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建	物	513,950千円
	土	地	908,966千円
		計	1,422,916千円

② 担保に係る債務	短 期 借 入 金	70,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	29,318千円
	1年内償還予定の社債	16,000千円
	長 期 借 入 金	118,200千円
	社 債	48,000千円
	計	281,518千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 2,959,139千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短 期 金 銭 債 権	134,157千円
短 期 金 銭 債 務	257千円

(4) 当社は、運転資金の効果的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当 座 貸 越 極 度 額 の 総 額	600,000千円
借 入 実 行 残 高	120,000千円
差 引 額	480,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	194,022千円
営業取引（支出分）	3,772千円

(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	17,123千円
------	----------

(3) 一般管理費に含まれる研究開発費

10,365千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	153,984株	一株	一株	153,984株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	3,640千円
賞与引当金	7,716千円
たな卸資産評価減	32,420千円
退職給付引当金	27,307千円
役員退職慰労引当金	42,262千円
減価償却超過額及び減損損失	98,435千円
その他	1,462千円
繰延税金資産小計	213,243千円
評価性引当額	△139,258千円
繰延税金資産合計	73,985千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△102千円
圧縮積立金	△2,389千円
繰延税金負債合計	△2,491千円
繰延税金資産純額	71,494千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	赫 菲 (上海) 軸承商貿 有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市	40,000	自動車部品及びユニット製品の 製造、販売、輸出入関連 サービス提供	(所有) 直接 100	製品及び部 品の販売並 びに仕入 役員の兼任 1名	製品等 の販売	194,022	売掛金	134,157
							製品等 の仕入	3,772	買掛金	257

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社と赫菲(上海)軸承商貿有限公司との製品の販売価格及び仕入価格については、市場価格を勘案し協議の上決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

477円27銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

3円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

ヒーハイト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅典 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒーハイト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒーハイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

ヒーハイト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅 典 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒーハイト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

ヒーハイト株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 寿 晃 ㊟

監査役 (社外監査役) 上 條 弘 ㊟

監査役 (社外監査役) 菅 野 浩 正 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第59期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき1円 総額6,162,716円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年9月26日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いております。上記の報酬枠とは別枠で、社外取締役等非業務執行取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、2018年6月27日開催の第56期定時株主総会においてご承認頂いておりますが、今般の会社法改正の内容を踏まえて、今後は実態に即して現物出資財産の給付を要することなく、譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。

【目的】

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めるため。

【対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の内容】

1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間最大100,000株とし、年額50,000千円以内といたします（本譲渡制限付株式の付与に際しては2.に記載のとおり金銭の払込は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出します。）。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

2. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込に関する事項

本譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分は当社の取締役の報酬等として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込は要しません。

3. 対象取締役が付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

- (1) 当該対象取締役は、本譲渡制限付株式の割当日から2年間の間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当該対象取締役が、2年間の間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、当該対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

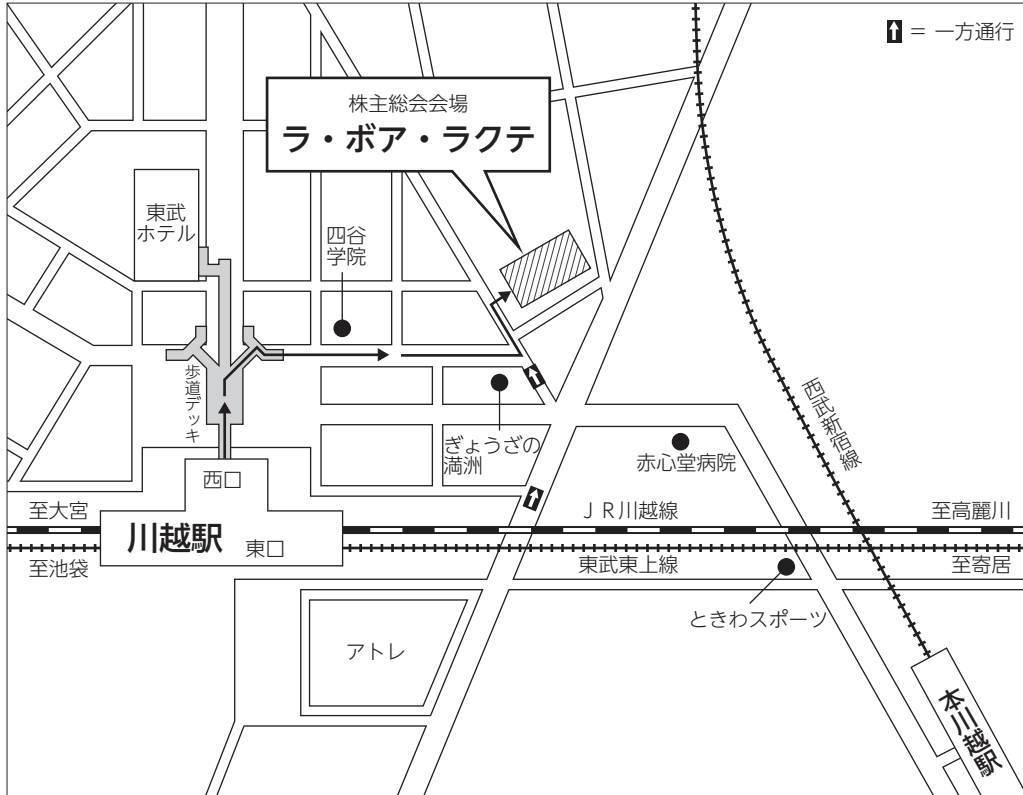
本議案における報酬等の額の上限、発行は又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件等の具体的な内容は、上記の目的、内容、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県川越市脇田本町22-5
ラ・ボア・ラクテ 2階「オリオン」
電話：049-243-6600



交通 ■ 東武東上線・JR川越線 川越駅下車 西口より徒歩約3分
■ 西武新宿線 本川越駅下車 徒歩約12分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

